

堺市放課後児童対策事業実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、『「のびのびルーム」のご案内』の記載事項を遵守できない場合又はこの申込書に虚偽の記載があった場合は、利用の承認を取り消されても異議はありません。

また、利用承認の決定及び利用状況や債権等の管理のために、児童に関する情報、世帯状況、その他必要な情報等について、確認されることに同意します。一部負担金の減額・免除申請を行った場合は、減額又は免除の決定のため、生活保護の受給状況、家族全員に係る市民税の課税状況、児童扶養手当の受給状況、その他必要な情報等についても、確認されることに同意します。

さらに、上記内容及び申込みに係る提出書類に記載された内容のうち、当事業の利用に関して必要な情報については、当事業の運営及び児童の安全のために、運営事業者や学校等の関係機関と共有されることに同意します。

- ・着色部分について確認し、該当する箇所に記入願います。申し込み1世帯につき、1部必要です。
- ・(※1)～(※5)の注釈については次のページ(裏面)をご確認ください。
- ・黒色または青色のボールペン等でご記入ください。(鉛筆等、消えてしまう筆記具不可)

○世帯について

住所					学校名	小学校	
保護者	氏名		児童からみた続柄	生年月日	携帯電話番号		
	① (申込者)	(フリガナ)		S・H 年 月 日			
	②	(フリガナ)		S・H 年 月 日			
自宅電話番号			緊急連絡先(※1)	〈名称〉	〈電話番号〉		

≪就労等の状況(※2)≫右のカッコ内に以下のうち該当する番号を記入してください。()

1.保護者のいずれかが在宅 3.すべての保護者が就労 4.保護者が疾病等 5.親族の看護・介護等

6.保護者が就学 7.保護者が就労予定 8.その他

4～8の場合は、誰がどのような状況なのか記入してください。()

≪家庭の状況(※2)≫ひとり親世帯に該当するかどうか選択してください。 該当する 該当しない

≪減額・免除申請について(※3)≫申請有無について選択してください。 申請する 申請しない

「申請する」を選択された場合は、以下のうち該当する申請理由の番号を右のカッコ内に記入してください。()

1.生活保護法による被保護世帯(全額) 2.市町村民税非課税世帯(全額) 3.市町村民税のうち均等割額のみを負担する世帯(半額)

○利用申込児童について※時間延長の利用の有無もご記入ください(利用するにした場合、利用しなくても月額負担金が必要です)

氏名	生年月日	学年 (R8.4.1時点)	利用期間(～18:30) (R9.3.31までの間)	時間延長(※4)〈18:30～19:00〉	
				利用有無 (どちらか選択)	時間延長 利用期間 (R9.3.31までの間)
①	(フリガナ)	H・R 年 月 日	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない 利用する (する時のみ期間を記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日
②	(フリガナ)	H・R 年 月 日	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない 利用する (する時のみ期間を記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日
③	(フリガナ)	H・R 年 月 日	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)	利用しない 利用する (する時のみ期間を記入)	R 年 月 日 ～ R 年 月 日

月～土曜日(週6日)の利用予定日数(※5) 週 日 土曜日利用の場合は右カッコ内に○ ()

注意

- ※1
 - ・記入は任意です。申込書の内容を電話にて確認させていただく場合があります、保護者の携帯電話及び自宅の電話につながらない際に使用することがあります。
- ※2
 - ・定員を超過した場合に優先順位を決定するための情報です。
- ※3
 - ・「申請する」を選択された場合は、堺市放課後児童対策事業の利用に係る一部負担金の減額又は免除について、堺市放課後児童対策事業実施要綱第17条の規定により申請したものとします。
 - ・申請理由の1または2に該当する場合は一部負担金が全額免除、3に該当する場合は半額減額されます。
 - ・当初申込期間から令和8年5月31日までに申請する方で、令和7年1月1日時点で課税地が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類（※）を提出してください。また、令和8年6月1日以後に申請する方で、令和8年1月1日時点で課税地が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類（※）を提出してください。
（※課税証明書類の裏面には、以下の情報を記入してください。①保護者氏名、②保護者電話番号、③小学校名、④児童氏名）
- ※4
 - ・「利用する」を選択された場合は、堺市放課後児童対策事業の利用時間の延長（午後6時30分から午後7時まで）について、堺市放課後児童対策事業実施要綱第12条第1項の規定により申し込んだものとします。
 - ・別途保護者負担金が発生します。利用時間の延長に係る一部負担金は、月額のみ取扱いとなります。利用日数にかかわらず、日割計算は行いませんので、ご注意ください。
 - ・午後7時までの利用を遵守できない場合は、利用時間の延長の承認を取り消す場合があります。
 - ・時間延長を利用する場合で、午後6時30分までの利用期間と同じ場合は、時間延長の利用有無で「利用する」を選択し、時間延長の利用期間については空欄でも構いません。
- ※5
 - ・複数児童の利用申込の場合は、最も利用の多い児童の週あたりの平均予定日数を記入してください。この日数以上に利用されても何ら問題はありません。
 - ・ルームにおける定員（最大受入可能人数）を算出することを目的としており、利用の制限及び優先順位に影響するものではありません。
また利用日数による一部負担金の減額（日割り計算）はいたしません。